

(平成23年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・個人および法人
3. 期間	・6ヵ月以上5年以下(月単位)
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・個人のお客様は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・法人のお客様は総合課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・個人の定期積金は総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金の利回りに年0.7%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・ボーナス併用により毎回の受入金額に加え、年2回の増額ができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 ①初回払込日から解約日前日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②初回払込日から解約日前日までの期間が1年以上の場合 当初契約時の年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA<b>本支店（所）</b>または<b>金融部</b>（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県JAバンク相談所（電話：0776-27-8222）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合<b>金融部</b>または福井県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777） 富山県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記福井県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>11. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べるか、または当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。</li> <li>・払込日前に払込まれた場合には、先払割引金を当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）に準じて計算します。 この場合、当JA所定の先払日数以上のものに限りません。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問合せください。